

令和7年（行ウ）第36号 議決取消請求事件

原告 豊橋市長 長坂尚登

被告 豊橋市議会

第2準備書面

令和8年1月15日

名古屋地方裁判所民事第9部CB1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 足立 陽 一
同 弁護士 赤本 優
同 弁護士 岩田 晴

印影

印影

印影

第1 被告準備書面（1）における主張への反論

1 被告は、原告第1準備書面における主張への反論として、以下のとおり主張する。

すなわち、戦前の旧地方自治制度、日本国憲法及び地方自治法の制定、地方制度改革、地方制度調査会での議論等を挙げ、法96条1項は、中央集権的な国家を目指していた時代に策定された規定を引き継いだものであり、日本国憲法制定時に改正されるべきであった。そのため、地方議会の権限について、同項を憲法適合的に解釈すると、議会が自治体の重要な政治的意思決定を担うための機関として想定されており、団体意思権限をめぐる議会と長の配分についての最終的な決定権も議会が握っていると解される。したがって、法96条1項を限定列挙規定と解する意味はなく、同条2項を同条1項の枠内に嵌めて解釈する理由もない。そのため、法96条1項を理由に地方議会の権限拡大が制限されると解することは不当であるという旨の主張である。

2 しかし、原告は、第1準備書面4頁「第2 原告の主張」において、法の改

正経緯を摘示するとともに、立法者は、予算執行に係る事務についての法96条1項の改正を、長と議会の権限分配の問題として捉え、住民自治と首長制の調整を図ろうとしていたといえりと主張した。被告の主張は、根拠が不明であるだけでなく、日本国憲法制定後の法の改正経緯を明らかに無視しており、妥当ではない。そして、議会と長の権限の配分についての最終的な決定権を議会が握るという解釈は、二元代表制を否定するものであり、これも妥当ではない。

第2 被告が摘示する他の自治体の条例について

1 条例が存在するからといって、当該条例に関する議決が議会の権限の範囲内であり、かつ、法令に違反しないというわけではないこと

(1) 法は、議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、再議に付することができる旨を規定し、再度の議決がなお議会の権限を超え又は法令に違反すると認めるときは、長は総務大臣や都道府県知事に対し、審査申立てをすることができる旨を規定する(法176条4項、同条5項)。

(2) 当該条例案に係る可決の議決が議会の権限を超え、又は法令に違反したものであったとしても、長が再議に付さなかったり、再度の議決について審査申立てを行わなかったりした場合には、議会の権限を超え又は法令に違反する議決により成立した条例が存続することになる。したがって、条例が存在するからといって、必ずしも、当該条例に関する議決が議会の権限内であり、かつ、法令に違反しないというわけではない。

2 被告が摘示する各条例の存在は、本件議決が、「なおその権限を超え又は法令に反する」ことに対する反証とはならないこと

(1) 豊田市及び堺市の条例について

ア 豊田市の条例は、市の総合計画や部門計画の策定、変更又は廃止や、市が他の地方公共団体と結ぶ団体提携等のうち特定のものの締結、変更又は廃止を、議会の議決すべき事件として規定する。契約について規定するも

のではないから、契約の解除について規定するものでもない。したがって、本件とは関係がない。

イ 堺市の条例は、民間企業を相手方とする協定及び提携の締結、変更及び廃止を議会の議決すべき事件として規定する。契約は除くと規定しており、契約について規定するものではないから、契約の解除について規定するものでもない。したがって、本件とは関係がない。

(2) 札幌市の条例について

ア 報償契約とは

(ア) 報償契約とは、地方公共団体が、自己が所有し又は管理する道路、橋梁その他の公物の使用を、公共事業者に対して許可し、これに対して一定の報償金の納付を求め、これに関連して地方公共団体の実を挙げようとする契約をいうとされる(甲86)。

(イ) 報償契約の特徴としては、①報償契約は、地方公共団体がその所有する公物を公共事業者を使用することを許可する契約であること、②報償契約は報償金の納付を地方公共団体がその使用を許した公共事業者に行わせるものであること、③報償契約はこれをもって地方公共団体が公共事業の監督を行おうとする趣旨で締結されているものであること等が挙げられる(甲86)。その他にも、公共料金の割引や料金協議に関する条項、地方公共団体による事業買収に関する条項等が定められる場合もある(甲87、甲88)。

(ウ) 報償契約の歴史は古く、明治36年に大阪市と大阪瓦斯株式会社との間で、日本初の報償契約が起源とされる(甲88)。当時は、道路法等の規制がなかったため、市民の経費負担で維持されている道路を使って独占事業を行っているにも関わらず、何ら規制がないという状態で、市民が不信や不満を抱いていた。ガス事業の利益を悪化する市の財政に還元したいという思惑を有する大阪市が、法制度の不備に対する市民の不信感から生じた市民運動を背景に、大阪瓦斯株式会社との間で議論を繰り広げた末に、締結されたものが、報償契約である。締結に際し、大阪

市会は報償契約締結の決議を行った（甲89）。

（エ）報償契約は、法整備の不備を埋める手法として、全国の公共事業に広がっていった。しかし、電気事業法や道路法等の規制法令が整備され道路占用料へと移行したこと、経済情勢が変化したこと、規制に対する考え方が変化したこと等から、徐々に更新されなかったり、解除されたりするようになった。大阪市と大阪瓦斯株式会社との報償契約には、大阪瓦斯株式会社が開業日から満50年後に市の希望により買収に必ずべき旨の規定があったことから、紆余曲折を経たものの、大阪市は、市会の決議を経て、大阪瓦斯株式会社との報償契約を解除した（甲90）。

イ 札幌市の電力報償契約締結の経緯について

（ア）札幌市では、市が自ら電気事業を起こすため、大正8年に水利権の出願を行い、昭和6年3月14日に、豊平川第3水利権が認可された。しかし、国と道は、水道事業と電気事業を分離して着工させる意向を有していたため、札幌市は電気事業の認可を得ることができなかった。そのため、札幌市は北海水力電気株式会社との間で電力報償契約を締結した。当該契約においては、市は豊平川における発電事業計画を中止し、会社が水利権許可の出願をすると同時に水利権放棄の手続をすること、会社が札幌市に一時金65万円を支払うこと、会社は市における水道用水を無償供給すること、会社は市が現在計画する発電事業計画をなす場合は相当の報償金を市に支払うことを内容とする条項が規定されており、市による電気事業の「身売」を眼目とするものと受け止められていた（甲91）。

（イ）この契約は、電力事業の再編成を経て、昭和26年5月に北海道電力株式会社が継承し、社会情勢や経済情勢の変化を受け、昭和30年に札幌市と北海道電力株式会社は契約を改訂した。改定後の契約では、会社が市に対して毎年700万円の報償金を支払うこと、会社は市の水道用水を常時継続的に無償供給すること、会社が発電事業を廃止又は休止しようとするときには、水利権、発電所及び付属施設の中から、市の指定

する施設を優先的に買い受けることができること等が規定されている（甲92）。報償金の金額は、5年ごとに改定するものとされ、物価指数を基礎としてスライドしたものとするとされ、令和4年当時では年1,488万円となっていた（甲93の1）。

（ウ）改定後の契約は、札幌市会の議決を経て、令和5年3月31日をもって、解除された。解除に係る議案の審議において、電力自由化や札幌市における電力の一般競争入札の導入から、北海道電力が独占的に電力を供給する状況になく、競争原理に基づく調達が可能であることから、所期の目的が達成されたため廃止すること。また、水道水の無償供給については、現行の運用を維持するために、無償供給を維持する仮契約を交わしたことが報告された（甲93の1、甲93の2）。

ウ 結論

（ア）札幌市の電力報償契約は、市が保有する水利権という公の財産を、北海水力電気株式会社が電力事業を営むために放棄することの見返りに、一時金や報償金を取得し、水道水の無償供給すること等を内容としていた。その後改訂された契約は、北海道電力が毎年報償金を札幌市に対して支払うこと、事業廃止時に市が選択した権利や施設の優先買受権を付与すること等を内容とするものであった。このように、札幌市と北海水力電気や北海道電力が締結し、改訂した電力報償契約は、水利権という公共財産を事実上譲渡する見返りに、市が水力発電事業を監督しつつ、経済的利益を得るという性質の契約であり、電力報償契約の契約者としての札幌市の地位は、財産的価値を有するものであった。そのため、報償契約を解除するということは、事実上、財産的価値を放棄することに直結することから、電力報償契約の解除につき、議決を要することとしたものと考えられる。

（イ）一方で、本件議案は、議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除に関することにつき、内容に限定なく一律に議決を要することとするものであって、債務を発生させることがない解除権の行使を対象とする

ものであるから、札幌市の条例とは、議決の対象となる契約の性質、内容、締結の経緯、解除により生じる影響等が全く異なる。したがって、本件議案と札幌市の条例を同列に論じることはできない。

エ まとめ

(ア) 以上から、札幌市長が、札幌市議会の議決すべき事項に関する条例を再議に付さなかったり、再度の議決について審査申立てを行わなかったりしたから同条例が存在する可能性があるから、同条例が存在するからといって、必ずしも、当該条例に関する議決が議会の権限内であり、かつ、法令に違反しないというわけではない。

(イ) その上、札幌市の条例と本件議案は、議決の対象となる契約の性質、内容、締結の経緯、解除により生じる影響等が全く異なり、比較の対象とはならない。

(ウ) したがって、札幌市議会の議決すべき事項に関する条例が、電力報償契約の解除を議決事項としていたという事実は、本件とは関係がない。

第3 新アリーナ整備の推進に賛成する会派の議員は、内容や規定による影響を精査しないまま、急遽本件議案を提案したこと

1 令和6年12月豊橋市議会定例会は、当初、会期は12月20日までであったが、新アリーナ整備の推進に賛成する会派の議員及び反対する会派の議員それぞれから提出された住民投票条例案を一本化するために、同月26日まで会期が延長された。しかし、延長された会期最終日である26日、賛成する会派の議員が、提案した住民投票条例案を撤回した。撤回の際、賛成する会派の提案議員の一人である山本賢太郎議員（自由民主党豊橋市議団）は、撤回の理由として、①契約解除によって本市への請求の発生が予想される損失補償額が不明瞭であり、また、そのことについての説明もなされていないこと、②契約解除が行われた後の代替案や今後の対応が現時点で示される状況にないこと、③情報提供についても、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することが非常に困難であることより、現状では住民投票を行うことは適切でないと判断し

た旨を説明した。撤回によって、賛成する会派の議員が提案した住民投票条例案に関し、反対する会派の議員は質疑することができなかった（訴状18頁エ（ア）、19頁第2段落目、44頁（b））。

2 その後、令和7年5月市議会臨時会において、新アリーナ整備の推進に賛成する会派の議員と、反対する会派の一部の議員が、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例案を共同で提出した。同条例案は、令和7年5月15日に可決され、同日施行された。成立した条例に基づき、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票を、同年7月20日に行われる参議院議員通常選挙と同日に実施することとなった（甲94、甲95、甲96）。このことに関して、中部経済新聞（甲97）によれば、先述の山本賢太郎議員は、「純粋に新アリーナの整備を問うだけでは投票率が上がらず、投票行動に意欲的な否定派が導く結果になりかねない」と語り、新アリーナの整備を推進する会派は、投票率が高まると見込まれる参院選と同時に行えば、勝算があると判断して、令和7年5月市議会臨時会において住民投票条例案を提出したとのことである。

3 要するに、新アリーナ整備の推進に賛成する会派は、令和6年12月市議会定例会において、自ら提案した住民投票条例案につき、撤回の理由を説明するものの、仮に、当該条例案が可決され成立しても、成立した条例に基づく住民投票により賛成多数の結果を確実に得られる見込みがなく、当該条例案を撤回した。そのため、新アリーナ整備の推進に賛成する会派は、現市長による本件事業契約の解除を阻止することを目的として、延長した会期の最終日に本件議案を提出し可決させたといわざるを得ない。

4 議会がこのような条例を制定することは、長の権限を不当に制限しており、二元代表制の趣旨に反する。それだけではなく、一部の議員が、新アリーナ整備を推進するために住民投票条例案を提出し、その目的を達成することが困難とみるや、延長した会期の最終日に、内容や規定による影響を精査されていない本件議案を突然提出し、新アリーナ整備に反対する議員に十分な検討や質疑

の機会を保障することもないままに、可決に持ち込むという経過は、長による民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする法の趣旨に照らすと不合理であると言わざるを得ない。

第4 結論

以上から、本件議案は法96条2項に違反し、又は、本件議案に係る議決の適否の実体判断についての裁量権の行使が逸脱又は濫用に当たり、本件議案に係る議決は違法であるため、本件議決は、「議会の議決がなおその権限を超え又は法令に違反する」から、本件議決は取り消されるべきである。

以上